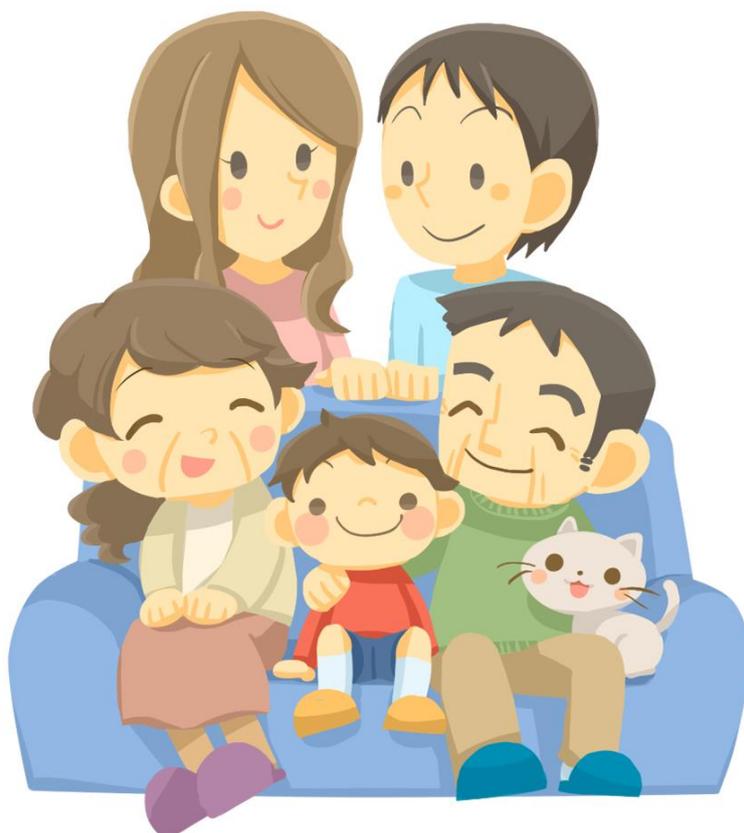


第2次多可町 男女共同参画計画

(概要版)

1人ひとりが輝く
男女共同参画社会の実現をめざして



平成30年3月

兵庫県多可町



計画の趣旨

計画策定の趣旨



国では、平成 11 年の基本法の制定に始まり、男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションを始めとする様々な取り組みを進めてきました。平成 27 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入っています。

本町では、平成 20 年 3 月に「多可町男女共同参画計画」を策定するとともに、平成 22 年には多可町男女共同参画社会づくり条例を制定することで、町における男女共同参画社会の推進を進めてきました。

本計画が最終年度を迎えるにあたり、現行計画を踏まえつつ、今後より一層男女共同参画社会の形成に向けた施策を推し進めるため、今回新たに「第 2 次多可町男女共同参画計画」を策定します。

計画の性格



- 男女共同参画社会基本法に基づき策定する「市町村男女共同参画計画」です。
- 第 2 次多可町総合計画を上位計画とし、多可町男女共同参画社会づくり条例第 13 条に基づき策定する計画です。
- 国及び県との整合性に配慮した計画です。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 3 条に基づく「多可町 DV 対策基本計画」です。
- 女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「多可町女性活躍推進計画」です。

計画の期間



本計画の期間は、平成 30（2018）年度を初年度として、平成 39（2027）年度を目標年度とする 10 か年の計画です。

ただし、国内外の動向や社会情勢、住民ニーズの変化や町の状況に合わせた計画とするため、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画の基本的な考え方

基本理念

1人ひとりが輝く 男女共同参画社会の実現をめざして

本町においては、「多可町男女共同参画計画」において「1人ひとりが輝く 男女共同参画社会の実現をめざして」を基本理念に掲げ施策を推進してきました。

本計画においても、引き続き、男女の人権が家庭・地域・職場等のあらゆる場において平等に尊重され、公平に実現されることにより住民すべてが豊かな人生を送ることができるよう男女共同参画社会の実現をめざします。

施策の体系

基本目標	基本課題	施策の基本的方向
1 あらゆる分野における男女共同参画	1 意思決定の場における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (2) 地域社会における女性の活躍推進
	2 職場環境の整備と働き方の見直し	(1) 男女平等の就業環境づくり (2) 就職・起業等に関する支援 (3) ワーク・ライフ・バランスの推進
2 安心して暮らすことができるまちづくり	1 暴力（DV、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、ハラスメント行為等）の根絶	(1) あらゆる暴力の根絶に向けた啓発・教育の推進 (2) 関係機関との連携による対応
	2 生涯にわたる男女の健康支援	(1) 性と生命の尊重への理解促進 (2) 生涯を通じた健康支援の充実 (3) 健康をおびやかす問題への対策
	3 生活上の困難を抱える人への支援	(1) 高齢者の自立支援 (2) 障がい者の自立支援 (3) 貧困などの生活上の困難を抱える人への支援
3 男女共同参画社会に向けた基盤づくり	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	(1) 社会制度・慣行の見直し (2) 広報・啓発活動の推進 (3) 男女共同参画に関する調査・研究、情報の発信
	2 男女共同参画教育の充実	(1) 学校や保育の場における男女共同参画教育の推進 (2) 家庭や地域における男女共同参画教育の推進
	3 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	(1) 地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進 (2) 防災・災害復興における男女共同参画の推進
4 推進体制の整備	1 庁内体制の強化	
	2 国、県、関連機関との連携強化	
	3 町民協働による推進	

基本目標 1

あらゆる分野における男女共同参画

●基本課題 1 意思決定の場における男女共同参画の推進

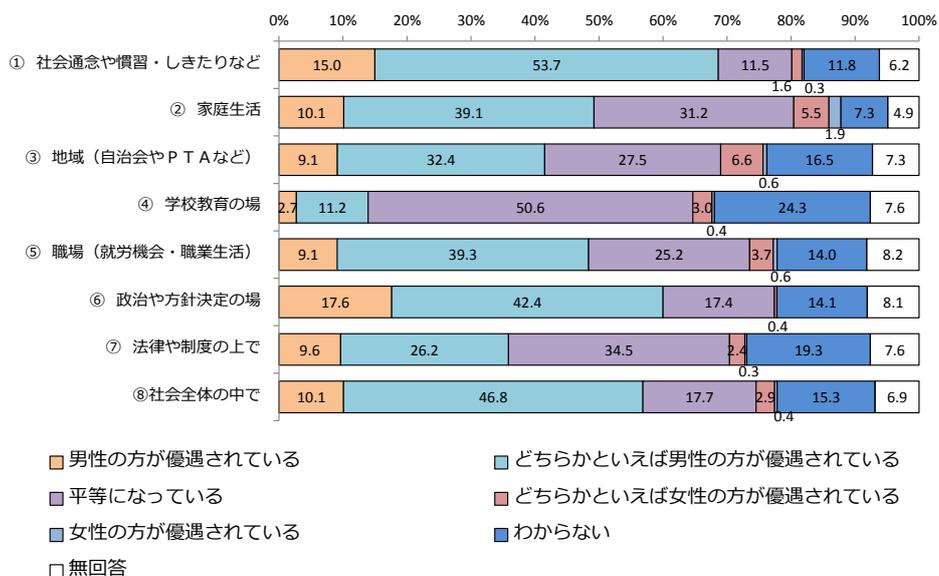
政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性職員の登用推進や各種審議会等への女性の参画機会の拡大をこれまで以上に図ります。
地域社会における女性の活躍推進	地域社会においても男女共同参画を推進し、女性が責任ある立場につくことができるよう、意識を変えるよう取り組みます。

●基本課題 2 職場環境の整備と働き方の見直し

男女平等の就業環境づくり	性別で役割を決めるのではなく、男女が互いを尊重し役割を分担しあえるように、就業の場での男女平等参画に取り組みます。
就職・起業等に関する支援	働きたいと希望する女性が、家事や育児・介護等により働けないということがないよう環境整備を図るとともに、女性の就業・起業支援に取り組みます。
ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての啓発を行うとともに、働き方の見直しや子育て支援の充実を図ります。

アンケート調査結果

問 あなたは次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。



「政治や方針決定の場」において6割程度の方が「(どちらかといえば) 男性の方が優遇されている」と回答されるなど、女性の進出が十分ではないことがうかがえます。

基本目標 2

安心して暮らすことができるまちづくり

●基本課題 1 暴力（DV、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、ハラスメント行為等）の根絶

あらゆる暴力の根絶に向けた啓発・教育の推進	関係機関と連携し、あらゆる世代に対して、正しい知識を理解するための教育や広報、啓発活動を進めます。
関係機関との連携による対応	被害者が自立した生活を送ることができるよう関係機関と連携し、情報提供を行うとともに各種支援を提供します。



●基本課題 2 生涯にわたる男女の健康支援

性と生命の尊重への理解促進	男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取り組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取り組みを総合的に推進します。
生涯を通じた健康支援の充実	第2次多可町健康増進計画・食育推進計画に基づき、健康保持・増進のための環境づくりを進めます。
健康をおびやかす問題への対策	学校において、薬物乱用が健康に与える影響について指導します。喫煙・飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行い、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努めるとともに、未成年者の喫煙・飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進します。 性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する正しい知識に基づいた教育を推進します。



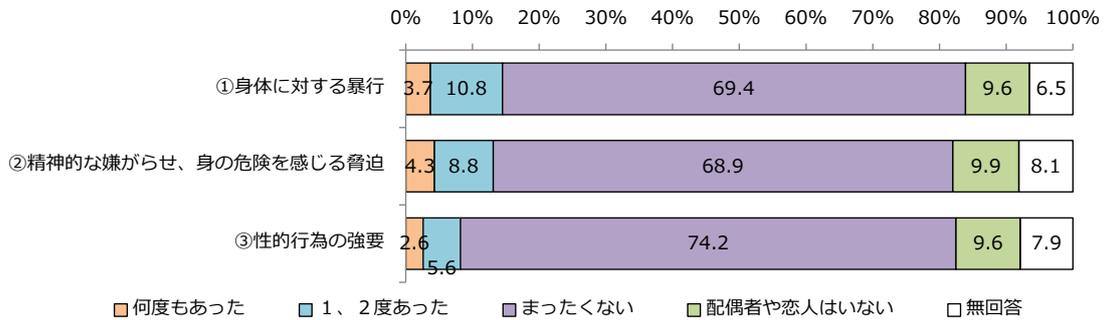
●基本課題 3 生活上の困難を抱える人への支援

高齢者の自立支援	特に高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するほか、高齢期に達する以前から男女共同参画の視点に立ってあらゆる面での取り組みを進めます。また、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を図ります。
障がい者の自立支援	すべての住民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取り組みとともに、障がい者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の充実を図ります。
貧困などの生活上の困難を抱える人への支援	男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている男女が安心して暮らせる環境整備を進めます。

アンケート調査結果



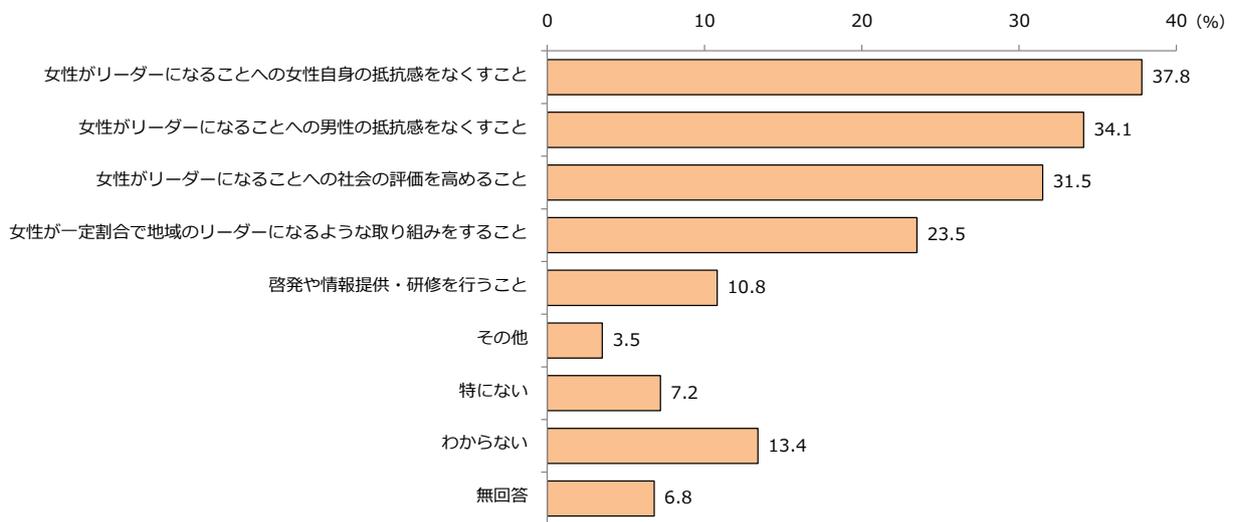
問 これまでに、配偶者・パートナー、恋人から次のようなことをされたことがありますか。



「身体に対する暴行」「精神的な嫌がらせ、身の危険を感じる脅迫」について「何度もあった」または「1、2度あった」と回答した人が1割以上、「性的行為の強要」についても1割程度いらっしゃることから、町内においても暴力の根絶に向けた取り組みが必要とされます。



問 女性が地域活動のリーダー（自治会長やPTA会長など）になるために何が必要だと思いますか。



「女性がリーダーになることへの女性自身の抵抗感をなくすこと」「女性がリーダーになることへの男性の抵抗感をなくすこと」「女性がリーダーになることへの社会の評価を高めること」という意見がそれぞれ3割以上となっています。

基本目標 3

男女共同参画社会に向けた基盤づくり

●基本課題 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

社会制度・慣行の見直し	関係機関と連携し、各種制度の周知を図るとともに、情報提供・相談体制の充実を図ります。
広報・啓発活動の推進	セミナーや広報・啓発活動などを通して、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させます。
男女共同参画に関する調査・研究、情報の発信	各種調査の実施や資料の収集を行うことで、男女共同参画を取り巻く課題をとらえ、新しい施策に取り組みます。



●基本課題 2 男女共同参画教育の充実

学校や保育の場における男女共同参画教育の推進	意識啓発等に努めるとともに、男女とも一人ひとりが自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。また、児童・生徒の発達段階に応じ、学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さ等についての指導を行います。
家庭や地域における男女共同参画教育の推進	男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画の視点を踏まえた講演会やセミナーなどの生涯学習を実施します。



●基本課題 3 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進	自治会など地域団体と連携し、まちづくりなどにおける男女共同参画の推進を図ります。
防災・災害復興における男女共同参画の推進	防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進します。 また、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営等を実施します。

基本目標 4

推進体制の整備

基本課題 1 庁内体制の強化

達成度等をわかりやすくした事業評価を行います。事業評価を明確にすることや、全職員を対象に男女共同参画に関する研修を実施することにより、職員の男女共同参画推進の意識を高め、本計画の着実な進行管理を図ります。

また、施策の推進に向けて、推進本部を中心とし、関係機関との連携に基づく推進体制を確立します。

基本課題 2 国、県、関係機関との連携強化

国や兵庫県、関連機関の動向を踏まえて、連携、協力を図りながら、本計画に掲げる施策を推進していくことはもとより、国や兵庫県、関連機関に対して男女共同参画社会の形成に向けた支援施策の拡充を働きかけます。

国や兵庫県はもとより、地域における多様な主体の連携・協働を促進することで、男女共に多様な年齢層が参画した取り組みを推進します。

基本課題 3 町民協働による推進

住民参加の多可町男女共同参画推進委員会を年2回程度開催し、本計画の進行管理や関連施策に関することについて協議・検討を行います。本委員会で男女共同参画推進にあたり広く意見等を求め、その意見等は、必要に応じて町内団体など関係機関と連携して、その具体化に向けた取り組みに努めます。

■ 男女共同参画の推進に関する数値目標（平成 30（2018）年度～平成 39（2027）年度）

目標数値を設定する施策	時点	現在数値	目標
審議会への女性の登用	平成 29.4.1	22.1%	30%
管理職（課長補佐、副課長、課長、理事）への女性の登用	平成 29.4.1	27.3%	35%
農業委員会への女性の登用	平成 29.4.1	0 人	3 人
男性職員の育児休業取得	平成 28 年度	6.7%	30%
子宮がん検診受診者数	平成 28 年度	32.0%	50%
乳がん検診受診者数	平成 28 年度	38.5%	50%
全職員の一人あたりの年次休暇の平均取得日数	平成 28 年	年間 9.3 日	年間 10 日以上
一般職員の一人あたりの超過勤務の月平均時間数	平成 28 年度	月間 11.3 時間	月間 10 時間以内

第 2 次多可町男女共同参画計画（概要版）

～ 1 人ひとりが輝く

男女共同参画社会の実現をめざして～

【発行】平成 30 年 3 月

【発行者】多可町

〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123

TEL：0795-32-2380 / 0795-32-5122（直通）

FAX：0795-32-1937

メールアドレス：newlife@town.taka.lg.jp

ホームページ：http://www.town.taka.lg.jp/

【編集】多可町生涯学習課